

2012年4月1日制定

2016年4月1日改定

アンリツグループ贈収賄防止方針

アンリツグループ（以下「アンリツ」といいます。）は、事業を展開する全ての国や地域の贈収賄や腐敗行為に関するあらゆる法令を遵守し、公正かつ誠実に業務を遂行するため、アンリツの全ての役員・従業員（派遣社員等を含みます。以下「従業員等」といいます。）のほか、それぞれの地域においてアンリツのために活動するサプライヤー、パートナー、取引先、代理店等（以下「会社関係者」といいます。）は、以下のことを遵守し、贈収賄の防止に取り組みます。

1. 贈収賄等の禁止

従業員等および会社関係者は、直接・間接を問わず、相手が公務員・公的な団体か一般人かに拘らず、また、どこに所在するかに拘らず、金銭またはそれ以外の方法によって賄賂の申込み、提供、要求、受取りを行ないません。

2. 正確な記録

従業員等および会社関係者は、各国の贈収賄関連法規制および本方針の遵守を示せるように、請求書や契約あるいは業務遂行にかかる全ての会社の記録（顧客・サプライヤー等への支払処理を含みます。）を正確に記録し、関連帳票を適切に保管します。

3. 会社関係者等に対する調査

従業員等は、全ての会社関係者と新たに契約を締結する際や現行契約を変更する前には、会社関係者に対して十分な調査を行ないます。

4. 教育および報告

アンリツは、本方針について教育研修を通じて従業員等に周知徹底するとともに、会社関係者が本方針を遵守することができるように必要な情報を提供します。また、本方針に反する行為を防止、是正するために、報告体制を整備します。

5. 違反時の処置

アンリツは、本方針に違反する贈賄行為や腐敗行為があった場合、断固とした懲戒措置を取り、解雇や契約の解除に及ぶ場合があります。